

## 入札監理小委員会における審議結果報告

環境省新宿御苑の維持管理業務

環境省新宿御苑の維持管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年7月から平成30年6月までの5年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主要な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 確保されるべき質について

## 【論点】

○目標設定については、環境省が重要視する部分を明確化すべきではないか。

## 【対応】

○実施要項2.(6)「対象公共サービスの実施に当たり確保されるべき質」の各業務について、特に重要視する部分を追記し明確化した。（実施要項5～7頁）

2. 利用者アンケートについて

## 【論点】

○環境省が適切な評価項目を定め、民間事業者の実施状況をモニタリングすることはできないか。

## 【対応】

○実施要項2.(7)「対象公共サービスのモニタリング等」③にアンケートの具体例を追加し評価項目を明確化した。（実施要項7頁）

3. 委託費、会計区分について

## 【論点】

○実施要項4頁の③収益業務と④駐車場業務の会計に関わる箇所は、分かりづらいため修正すべきではないか。

## 【対応】

○実施要項4頁に、「(3)会計区分等」の項目を追加し、会計に関することをまとめて分かりやすく追記した。（実施要項4頁）

#### 4. 情報開示について

##### 【論点】

○繁忙期における仮設トイレの数やレストランのメニュー、価格帯、また前回の事業実施時のアンケート結果等について情報開示をお願いしたい。

##### 【対応】

○従来のレストランのメニュー及び価格帯、前回のアンケート結果については「別添 16 従来の実施状況に関する情報」に参考資料として添付（参考資料 16-3（実施要項 215 頁）及び参考資料 16-4（実施要項 216～218 頁））。また桜繁忙期における仮設トイレ設置状況については、同じく別添 16 に別図として添付した（別図 16-1（実施要項 219 頁））。

#### 5. パブリックコメントについて

○平成 25 年 2 月 12 日から 2 月 25 日までの 2 週間にわたり、意見募集（パブリックコメント）を行い、8 件の意見が寄せられ以下の点について実施要項を修正した。

・本事業を実施するために必要な業務の実績や業務配置予定者の経験が記載されているが、その中で集客施設とは何か、マネジメント業務とは現場に常駐しなければならないのか、駐車場は無料にしてもいいのか、という点につき明確に示して欲しいとの意見があり、実施要項中に必要事項を追記し明確化した（実施要項 11～12 頁）。

・入園料の収入は民間事業者の収入となるのかどうか明記して欲しいという意見に対し、入園料の収入は国庫歳入となることを追記した（実施要項 2 頁）。

・官報公示から企画書提出期限まで 2 ヶ月以上は確保して欲しいとの意見あり。対応として企画書提出期限をなるべく後ろ倒しにすることと、期限を〇月下旬等という記載から〇月〇日頃とより分かりやすい記載とした。以上により 4 月下旬としていた企画書等の提出期限を 5 月 7 日頃とし、出来るだけ意見に応えるように修正した（実施要項 13 頁）。

以上